

**市民税・都民税(住民税)**  
**申告書の提出・相談は**  
**市役所へ**

市民税・都民税(住民税)は、前年(平成31年1月1日～12月31日)の所得をもとに、今年の1月1日現在に居住する市区町村で課税される税金で、所得税とは異なります。申告書は、1月24日(金)に発送予定です。申告書が届かない場合はお送りしますので、お問い合わせください。

**日程** 2月14日(金)まで 税務課(市役所2階) 午前8時30分～午後5時  
 2月17日(月)～3月16日(月) 市役所2階201会議室 午前9時～11時30分、午後1時～4時  
 ※提出のみの場合は午前8時30分から午後5時まで可。

※住民税申告の臨時窓口を、2月22日・29日の土曜日、午前9時から11時30分まで開設します。土曜日は、この2日間以外は取り扱いません。  
**申告が必要な場合** 給与所得者で、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない  
 年未調整してある給与所得以外に20万円以下の所得がある

**プレミアム付き商品券**  
**購入・使用期限は**  
**2月29日(土)まで**

2月29日(土)を過ぎると、プレミアム付き商品券の購入や使用ができなくなります。  
 なお、期限に関わらず、払い戻しはできません。ご注意ください。

**問合せ** プレミアム付き商品券専用ダイヤル ☎050(3085)6826 (平日午前9時～午後5時)

**地域健康づくり**  
**推進員を募集**

市民の健康づくりのために、イベントの手伝いやこたて健康体操の普及啓発などの活動をお願いします。

△公的年金などの収入金額が40万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外に20万円以下の所得がある、または「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除の適用を受ける

△平成31年・令和元年中に所得がなかった場合で、非課税証明書の発行が必要である、国民健康保険税の軽減を受ける

※同居同世帯の親族に扶養されている場合は申告の必要はありません。※税務署に令和元年度の確定申告書を提出した場合、住民税の申告をされたものとみなされるため、住民税の申告は不要です。ただし、上場株式などに係る配当所得などは、所得税と異なる課税方式を選択する場合、別途住民税申告が必要です。

※ふるさと納税をした団体数が5団体以上の場合、ワンストップ特例は適用されず、確定申告が必要です。※医療費控除などの各種控除を受けるために確定申告や住民税の申告をした場合、ふるさと納税のワンストップ

**介護 保険**  
**認定調査員を募集**

**勤務内容** 市内・市外の介護認定調査、調査票作成事務ほか  
**勤務日** 4月1日から令和3年3月31日までの平日週4日 午前8時45分～午後5時15分

**応募資格** 介護支援専門員、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士のいずれかの資格を有する方で、介護保険認定調査の経験がある方  
**募集人数** 若干名

**申込み** 2月7日(金)までに、申込用紙を記入のうえ、問合せ先へ持参  
**申込書(募集パンフレット)の配布** 2月3日(月)～12日(水)

**問合せ** 高齢者支援課 ☎042(346)6759

**東村山税務署**  
**確定申告書の作成・提出**

**確定申告書作成の相談受付**  
 とき 2月17日～3月16日の月曜～金曜日(2月24日は除く) 午前8時30分～午後4時  
 ※提出は午後5時まで。

**日曜日の申告書作成会場開設日**  
 とき 2月24日(月・振休)、3月1日(日) 午前8時30分～午後4時  
 ※提出は午後5時まで。

**インターネットを利用した申告書の作成・電子申告**  
 国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーでは、パソコンやスマートフォンなどで申告書を作成できます。作成した申告書は、印刷して税務署に提出できます。また、e-Tax(国税電子申告・納税システム)でデータを提出することも

**都営住宅 東京都全域**  
**入居者を募集**

**募集住宅**  
 ①家族向け(ポイント方式による募集) ひとり親世帯、高齢者世帯、心身障害者世帯、多子世帯、特に所得の低い一般世帯、車いす使用者世帯が対象です。  
 ②単身者向け(単身者用車いす使用者向け) シルバーピア(抽せん方式による募集)

シルバーピアは、65歳以上の単身者または二人世帯向けの住宅です。  
**申込み(募集パンフレット)の配布** 2月3日(月)～12日(水)

**問合せ** 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター ☎0570(01498)8894 (土曜・日曜日、祝日を除く)

**問合せ** 高年齢者支援課 ☎042(346)6759

できます。詳しくは、ホームページをご覧ください。  
**福祉会館で税理士による無料申告相談**  
 所得税、復興特別所得税、個人消費税の確定申告書の作成方法の相談を受け付けます。対象は、年金受給者、給与所得者、小規模納税者です。  
 とき 2月4日(火)～7日(金) 午前9時30分～午後3時30分  
 ところ 福祉会館3階  
 ※駐車場は混雑します。公共交通機関をご利用ください。

**申込み** 当日、会場へ(先着順)  
 ※混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。  
 ※譲渡所得や相談内容の複雑な方、所得金額が高額な方は東村山税務署にご相談ください。

**持ち物** 申告に必要な書類、印鑑、マイナンバー確認書類、筆記用具、計算機、前年に確定申告した方はその控え、口座番号を確認できるもの(還付申告の方のみ)

**振替納税のご利用を**  
 所得税などの納付には、口座振替が便利です。  
 ※振替納付日は、所得税、復興特別所得税は4月21日(火)、消費税、地方消費税は4月23日(木)です。

**医療費控除は明細書の提出を**

明細書には、医療を受けた人ごと、病院・薬局ごとに合計した医療費を記入してください。  
 ※平成29年から領収書の提出は不要になりました。領収書は5年間保存し税務署から求められたときは提示または提出しなければなりません。詳しくは、お問い合わせください。

**復興特別所得税の計算を忘れずに**  
 平成25年分から令和19年分までの各年分は、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています。各年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算します。また平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得に源泉所得税が徴収されている場合には、復興特別所得税が併せて徴収されています。

**QRコードを利用したコンビニ納付手続き**  
 QRコードを利用した国税のコンビニ納付が可能になりました。パソコンやスマートフォンを使って、QRコードを作成すると納付できます。詳しくは、ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

**問合せ** 東村山税務署 ☎189-8518

**緑化推進委員会**  
 とき 1月30日(木) 午後6時30分～8時30分  
 ところ 市役所6階601会議室  
**定員** 10人  
**申込み** 当日、午後6時10分から、会場受付(先着順)

**都市計画審議会**  
 とき 2月10日(月) 午後2時から  
**定員** 10人  
**申込み** 当日、午後1時40分から、会場受付(申込み多数の場合は抽選)

**青年問題協議会**  
 とき 2月3日(月) 午後1時30分～3時  
**定員** 10人  
**申込み** 当日、会場へ(先着順)

**国民健康保険運営協議会**  
 とき 2月6日(木) 午後1時から  
**定員** 10人  
**申込み** 当日、午後0時45分から、会場受付(申込み多数の場合は抽選)

**エルタックス**  
**電子申告のご利用を**

市税の申告などには、e-TAX(地方税ポータルシステム)による電子申告が利用できます。提出できる書類は次のとおりです。  
 △法人市民税(申告書、設立・設置届出書、異動届出書)  
 △固定資産税(償却資産申告書)  
 △個人住民税(給与支払報告書、特

別徴収義務者の所在地・名称変更届出書、給与所得者異動届出書ほか)  
 ※市民税・都民税の申告はできません。電子申告開始の手続きや操作方法など、詳しくはホームページをご覧ください。

**問合せ** エルタックス 税務課 ☎042(346)9523、エルタックスヘルプデスク ☎0570(081459) (土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)

**問合せ** 保険年金課 ☎042(346)9529

**夜間納税窓口**  
 1月27日(月)に開設  
 とき 1月27日(月) 午後5時～8時

**問合せ** 収納課 ☎042(346)9526

**問合せ** 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター ☎0570(01498)8894 (土曜・日曜日、祝日を除く)

**問合せ** 高年齢者支援課 ☎042(346)6759

**夜間納税窓口**  
 1月27日(月)に開設

は庁舎北側)  
 ※来庁の際は納税通知書をお持ちください。夜間窓口では、納税証明書の発行はできません。

**問合せ** 収納課 ☎042(346)9526

**問合せ** 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター ☎0570(01498)8894 (土曜・日曜日、祝日を除く)